

公益財団法人全日本軟式野球連盟徳島県支部

一般社団法人徳島県軟式野球連盟 規約

第 1 章 会 員

(会 員)

第 1 条 一般社団法人徳島県軟式野球連盟（以下「本連盟」という。）の会員は第 2 条の正会員と第 4 条の名誉会員とする。

(正会員)

第 2 条 正会員は社会人チームとし、次の条件を具備しなければならない。

社会人チームは職業野球技術者及び学生生徒（夜学生であって昼間一定の職業に従事する者を除く）を除く者をもって編成し、次のいずれかの 1 つに該当するものをいう。

(イ) 職域チーム。官公庁、銀行、会社、商店、工場等で同一職場に勤務する者のみによって編成するチーム。

(ロ) 地域チーム。各市、郡・町支部（以下、「各支部」という。）の地域内に居住または、勤務を有する者のみによって編成するチーム。但し支部の事情によって、前期の範囲を超えない程度で制度規程をおく事は差支えない。

(編 成)

第 3 条 正会員としてのチームは、監督および主将を含めて 30 名以内の競技者によって編成しなければならない。なお、監督、主将、コーチ、マネージャー、トレーナー、スコアラーを登録しようとするチームは、各 1 名以内 30 名の範囲内で登録することができる。

(名誉会員)

第 4 条 本連盟の目的ならびに事業を賛助する者をもって名誉会員とする。

第 2 章 組 織

(支部組織)

第 5 条 本連盟は各支部の地域内を単位として支部を設ける事が出来る。（但し支部結成が不可能な場合は最寄りの支部に所属することができる。）

(支部組織会員)

第 6 条 各支部は当該地域内の会員をもって支部組織会員とする。

(支部規程)

第 7 条 各支部はこの規約に準拠し、別に定める支部規程に基づき支部規約を定めなければならない。

第 3 章 加盟および脱退

(加 盟)

第 8 条 第 2 条の正会員となるチームは本連盟の定める登録申込書（2 通）を提出し、会費を納入することにより正会員となることができる。ただし、本連盟はその資格を審査しなければならない。

(申 込)

第 9 条 第 4 条の名誉会員として加盟する者は本連盟の定める申込書を提出しなければならない。

(資 格)

第 10 条 第 8 条の登録申込書を受理した本連盟は直ちに会員名簿に登録し手続きを行わなければならない。登録手の完了とともに申込書は本連盟の正会員の資格を取得する。

(届 出)

第 11 条 正会員はその登録事項に移動が生じたときは本連盟にその旨届出なければならない。

(登録時期)

第 12 条 正会員の登録は毎年 2 月上旬より開始する。

(脱 退)

第 13 条 正会員は前条に定める外、下記の事項の 1 つに該当するときはその資格を失う。

- 1、第 2 条に定める条件を具備しなくて本連盟が不適格と認めたとき。
- 2、自ら脱退の意思を表明したとき。
- 3、定款第 9 条による除名の処置をとられたとき。

第 4 章 理 事 会

(理事会)

第 14 条 理事は理事会において選出する。理事は理事会を構成し次の事項を決議する。

- 1、予算並びに決算審議
- 2、役員を選出
- 3、本連盟規約の改正
- 4、その他重要な事項

(役員選出)

第 15 条 理事は互選に依り、理事長 1 名、常任理事若干名を選出する。

(執 行)

第 16 条 会長は理事会を代表し、会務を執行する。理事長は会長・副会長に事故あるとき、その職務を代行する。会長は緊急を要する事項で理事会にはかる暇がないときは、これを執行する事ができる。この場合には次の理事会の承認を得ることを要する。常任理事は理事長を補佐する。常任理事は常任理事会を構成し、本連盟の運営に当り重要事項について議決する。

(監 事)

第17条 監事は理事会において選出する。年1回会計を監査する。理事にあつて監事に選出された者は理事の資格を保有する。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とし、毎年12月末日までとして年度当初に招集する理事会で改選する。但し再任を妨げない。役員任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を代行する。

第5章 会 議

(会 議)

第19条 本連盟の会議は理事会及び常任理事会とする。

(招 集)

第20条 理事会は毎年定期的に年初に会長が招集する。臨時理事会は必要に応じ会長が招集する。但し理事より開催請求があつた場合、常任理事会の決定により招集し、理事の半数以上の出席により開会する。

(決 議)

第21条 理事会は、理事の半数以上出席しなければ開会することができない。理事会は議長を選出して出席理事の過半数にて決議する。可否同数の場合議長が決する。

(常任理事会)

第22条 常任理事会は毎年1回定期的に会長が招集する。但し理事長が必要に応じ招集することが出来る。

(常任理事会決議)

第23条 常任理事会は常任理事の過半数の出席により開会する。常任理事会の議長は互選により選出し、出席者の過半数により議決する。可否同数の場合は議長が決する。

(理事会の決議の省略)

第24条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第6章 会 費

(新 設) 定款第7条を適用 (会費規程の設置)

(会員の会費)

第24条 会員は本連盟の定める会費を納入する。

(納 付)

第25条 本連盟は前条の会費の中より別に定める金額を公益財団法人全日本軟式野球連盟に納付する。

(経費)

第26条 本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

1、会費 1、事業収入 1、寄附金 1、その他の収入

(繰越)

第27条 会計年度の終わりに剰余金があるときは翌年度に繰越する。

(決算決議)

第28条 理事長は毎会計年度歳入出予算を編成するとともに決算書及び証拠書類を監事の監査を受けた後に、理事会の承認決議を得なければならない。

第7章 部会、部局、専門委員会

(専門部会)

第29条 本連盟の事業を遂行するため理事会が特に必要とするときは、部会、部局、各種の専門委員会を置くことができる。

(諸会議)

第30条 部会、部局、専門委員会に関する規程は理事会が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第31条 本連盟の事務を処理するため事務局を置く。

(任免)

第32条 事務局職員は理事長が任免する。事務局長は理事会の命を受け事務を処理する。

第9章 規律

(加入規制)

第33条 正会員たるチームはその構成員として他のチームに加入は出来ない。

(出場制限)

第34条 正会員たるチーム及びその構成員は本連盟及び本部主催、後援または公認の野球大会でなければ出場することはできない。

(規律遵守事項)

第35条 正会員たるチーム及びその構成員は本規約ならびに附属規程に違反することはできない。

(規律違反処分)

第36条 正会員たるチーム及びその構成員が第33条から第35条に違反したときは、理事会において除名或いは大会の出場停止その他の処分をすることができる。

第10章 規約の変更

(規約変更)

第37条 本連盟の規約は理事会において出席者の過半数以上の同意を得て変更することができる。

(細則定め)

第38条 本規約の施行について必要な事項の細目は理事会が別に定める。

附属規程

支部規約制定に関する規程

(規程設置)

附則第1条 規約第7条に基づき本規程を設ける。

(上位規約遵守)

附則第2条 各支部は支部規約制定に際し、本連盟規約の下記条項により、その内容を変更することなく取り入れなければならない。

1、定款第2章 目的及び事業に関する条項 第3条、第4条

1、定款第3章 会員及び社員に関する条項 第5条、第6条、第7条、第8条

1、規約第3章 加盟および脱退に関する条項 第8条、第9条、第10条、
第11条、第12条、第13条

1、規約第9章 規律に関する条項 第33条、第34条、第35条、第36条

令和3年12月25日改定